



平成 26 年 2 月 18 日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号  
会 社 名 株式会社アエリア  
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介  
(コード番号 : 3758)  
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 清水 明  
電 話 番 号 03-3587-9574  
(URL <http://www.acria.jp/>)

### 第三者割当により発行される新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 18 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の募集(以下「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。なお、当社代表取締役社長の小林 祐介は、割当予定先の親会社の社外取締役であり、特別利害関係人となることから、当該決議には参加していません。

#### 1. 募集の概要

(1) 割当日	平成 26 年 3 月 10 日
(2) 新株予約権の総数	第 5 回新株予約権 1,500 個 (1 個当たり 100 株) 第 6 回新株予約権 1,500 個 (1 個当たり 100 株) 第 7 回新株予約権 1,500 個 (1 個当たり 100 株)
(3) 発行価額	第 5 回新株予約権 新株予約権 1 個当たり 2,500 円 (発行調達額 3,750,000 円) 第 6 回新株予約権 新株予約権 1 個当たり 2,133 円 (発行調達額 3,199,500 円) 第 7 回新株予約権 新株予約権 1 個当たり 1,641 円 (発行調達額 2,461,500 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	450,000 株
(5) 資金調達の額	1,584,411,000 円 (手取概算額 1,576,993,000 円) (新株予約権による発行調達額 : 9,411,000 円) (新株予約権の行使による調達額 : 1,575,000,000 円)
(6) 行使価額	第 5 回新株予約権 1 株当たり 2,500 円 第 6 回新株予約権 1 株当たり 3,500 円 第 7 回新株予約権 1 株当たり 4,500 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による あかつき証券株式会社 第 5 回新株予約権 1,500 個 第 6 回新株予約権 1,500 個 第 7 回新株予約権 1,500 個
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 募集の目的及び理由

当社グループが属するオンラインゲーム関連市場は、従来のPCオンラインゲームに加え、スマートフォンやタブレット端末の普及による利用者数の拡大を背景に、引き続き順調に成長を続けております。これに伴って、Android/iOSをはじめとするプラットフォームの多様化が進み、各社の提供コンテンツやアプリケーションサービスはますます複雑化・高度化する傾向にあるなど、企業間におけるユーザー獲得競争は今後も激化しております。

このような環境のなか、当社グループは、当社の中核事業であるスマートフォンゲームのユーザーが求める水準が高くなっていることに対応し、競合他社を凌駕する大型かつ斬新なゲームを今後、2年間で複数開発する方針です。

この為には、1本当たり最大数億円の開発コストが想定されることから、本件第三者割当を企図し、新作ゲームの企画及び開発に係る人件費及び外注加工費、並びに新作ゲームの広告宣伝費に、投下する資金を調達することと致しました。

これにより、開発期間の長期化・開発資金高騰という市場環境の中で、更なるシェアの拡大を図り、企業価値の向上、ひいては株主価値の増加に繋げていけるものと考えております。

### (2) 資金調達の方法として新株予約権の第三者割当を選定した理由

現状の手元資金は既存タイトルの追加修正や開発中タイトルの開発資金、及び広告宣伝費等の経常支出への充当を予定しており、上述の大型タイトルの開発には不十分な状況下、資金調達の方法としては、代表的な方法である金融機関等からの借入は、金額・借入実行日も固定されて開発資金需要とマッチングせず、コミットメントライン設定も1年毎の見直しになり安定性を欠きます。公募増資という方法もありますが、公募増資による方法は、新株予約権による第三者割当の方法に比べて調達金額に占めるコストが高く、また、新株発行による第三者割当と同様、一度に株式を発行することにより、急激な希薄化につながるため、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。一方、今般の新株予約権による第三者割当の方法は、公募増資と比較してコストを抑えることができ、また、新株発行による第三者割当と比較して、上記の如く、権利行使の都度、新株式の発行がなされることにより、株式の急激な希薄化を抑制できると考えております。また、権利行使価額を現在の株価よりも高く設定することで、希薄化による株価の下落を抑制できると考えております。更に、大型タイトル配信による売上増加が市場での評価に繋がり、一段の株価上昇によって順次権利行使が進んで次なる大型タイトル開発につながっていくという好循環が期待できます。また、割当予定先の権利行使の方針に関して特段の取り決めはしておりませんが、割当予定先からは、一度に権利行使を行うことはなく、株価が権利行使価額を上回っている状況において、出来高を勘案しながら権利行使を行うと伺っていることから、当社株式が一度に希薄化することを抑制できると考えており、段階的に発生する開発資金に対応した調達にも適しているといえます。又、本新株予約権の特徴で

ある行使停止要請条項や取得条項により発行後においても、より有利な条件を提示する新たな割当先との交渉等更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能な点で他の資金調達手段より優れていると判断しております。

以上の点に加え、今般の資金調達により、新作ゲームの開発を強化して進めていくことにより、更なるシェアの拡大を図ることが、企業価値の向上、ひいては株主価値の増加につながるものと考えていることから、本件第三者割当を決定致しました。

### (3) 本新株予約権の特徴

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

#### (i) 権利行使価額

今般発行する第5回新株予約権乃至第7回新株予約権の権利行使価額は、現時点における株価を上回る価額にて設定しております。権利行使価額が現時点における株価を上回る設定とした理由につきましては、割当予定先の権利行使の方針として、当社株価が権利行使価額を上回っている状況において権利行使がなされる方針を口頭で確認していることから、株価が権利行使価額を上回った場合にのみ権利行使が行われることにより、株価の下落を抑制することとなることを目的としております。

また、権利行使価額は、第5回新株予約権 2,500 円、第6回新株予約権 3,500 円、第7回新株予約権 4,500 円と3つの金額に設定しております。3.(2) 資金使途に記載のとおり、当社は大型のゲームタイトル開発を平成26年第2四半期、平成27年上期・下期に予定しており、それぞれの開発費用につきましては、各回新株予約権の権利行使により払込まれる資金を、各期に対応させる形で充当する予定です。第5回新株予約権 2,500 円は直近一年間の株価実績から実現可能な水準と判断しております。また調達した資金により大型タイトル配信ができ、配信による売上増加が市場での評価に繋がり、一段の株価上昇が見込まれること、大型タイトル配信による市場評価向上という目的を役職員で共有し、タイトルを配信するごとにその成果を明確にすると共に、成果をその後の事業政策に反映させることを目的に第5回から順に第7回まで、より高い権利行使価額を設定し第6回及び第7回新株予約権の金額としております。

#### (ii) 行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能です。

- ①本新株予約権者に2週間前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。
- ②行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。
- ③行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、こ

の要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。

④行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。

⑤当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前に行使停止要請の解除が可能です。

当該行使停止要請条項により、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑える効果があります。

また、本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法及び有利な資金調達条件を提示して頂ける新たな割当予定先との具体的な交渉が開始された場合には、この条項を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となります。

(iii) 取得条項（当社の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です（当社の要請による取得）。

①本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めるときは、本新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しております。

(iv) 取得請求（本新株予約権者の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得請求権が規定されており、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求が可能です（本新株予約権者の要請による取得）。

① 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して行使価額を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して2週間後に、第5回新株予約権1個当たりにつき2,500円、第6回新株予約権1個当たりにつき2,133円、第7回新株予約権1個当たりにつき1,641円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

② 上記に関わらず、本新株予約権者は、行使請求期間最終日において保有する本新

株予約権の全部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して行使請求期間最終日に請求する権利を有するものとする。

- ③ 尚、本新株予約権者からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、行使請求期間最終日以前に、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

(v) 譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

- ① 本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。
- ② 本新株予約権の買受契約により、割当予定先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

② 本新株予約権発行による調達

調達する資金の額（差引手取概算額）

① 調達する資金の総額	1,584,411,000 円
新株予約権の発行による払込額	9,411,000 円
新株予約権の行使による払込額	1,575,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	7,418,000 円
③ 差引手取概算額	1,576,993,000 円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額には、登録免許税、新株予約権の算定費用（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表取締役社長 能勢 元）が含まれております。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
4. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性がございます。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
平成26年12月期第2四半期までに開発予定の大型1タイトルの開発費、並びに広告宣伝費	375,000,000円	平成26年4月～平成26年9月
平成27年上期に開発予定の大型1乃至2タイトルの開発費、並びに広告宣伝費	525,000,000円	平成27年1月～平成27年6月
平成27年下期から開発予定の大型1乃至2タイトルの開発費、並びに広告宣伝費	675,000,000円	平成27年7月～平成28年3月

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。
2. スマートフォンの性能は年々向上しており、ユーザーの求めるゲームの水準も高くなっていくと思われ、それに対応して各期の大型タイトル開発費増加を見込んでおります。
3. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、借入金等代替手段による調達もしくは開発規模の見直し、広告宣伝費削減で対応予定です。

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本件第三者割当は、資本を増強し、自社開発体制の強化を図ることを目的とするものとしており、当社の状況を改善するためにも必要不可欠であると考えております。また、事業基盤の確立を推進することが、既存株主に対する株主価値の向上につながると考えていることから、調達する資金使途は合理的であるものと考えております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

新株予約権の発行価格の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役社長 能勢 元）に依頼致しました。

また、第三者機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を新株予約権の回次ごとに考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、第三者機関による算定の条件として、基準となる当社株価1,447円（平成26年2月17日の終値）、権利行使価額（第5回新株予約権2,500円、第6回新株予約権3,500

円、第7回新株予約権 4,500 円)、ボラティリティ 98.90% (平成 24 年 1 月から平成 26 年 1 月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間 2 年、リスクフリーレート 0.075% (評価基準日における 2 年物国債レート)、配当率 1.52%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施しております。

なお、当社は、直前取引日の前営業日である平成 26 年 2 月 14 日に、「平成 25 年 12 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」と「営業外費用の計上及び特別損失の発生及び通期業績予想の差異に関するお知らせ」、「剰余金の配当に関するお知らせ」を公表しております。

割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日(2 年後または取得条項発動 14 日後)に時価が行使価額以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

当社株価が一定程度上昇する時には、仮に取得条項がないとすると、既存で発行している新株予約権に加え、有利な代替資金調達方法を採用することによって、更なる希薄化を招くことになり、既存株主の権利を毀損することになることから、新たな資金調達の選択肢が限られることとなります。一方、当社がより有利な代替的な資金調達手法を確保することは、既存株主の保護につながることから、今回の査定において取得条項とその発動タイミングを勘案し公正価値を評価していることは、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しております。具体的には、代替資金調達コストは 55.92% (修正 CAPM により算定した株主資本コスト 2.24% に当社の想定格付けから推定した信用コスト分 53.68% を加えた数値) としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額に代替資金調達コストを加えた金額としており、第 5 回新株予約権 3,898 円、第 6 回新株予約権 5,457 円、第 7 回新株予約権 7,016 円としております。これは、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお取得条項を発動する場合、発行金額と同額での本新株予約権の取得が可能としております。

また、自社が現時点において想定しているコール発動水準(コール発動水準について、当社は他の資金調達方法があることを前提として、株価が行使価額を継続して上回っているにも関わらず権利行使が行われないなどの場合に発動することを想定しております。)と異なる水準、つまり株価が取得条項を発動する株価水準となるとコールが発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的にコール発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることか

ら、自社が現時点において想定しているコール発動水準と異なるコール発動水準を採用している点について合理的と判断しております。

なお、取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。算定機関は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、当社も取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。割当決議日前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合は、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が高く評価されており、取得条項が無い場合における新株予約権の価額は、第5回新株予約権 13,717 円、第6回新株予約権 12,011 円、第7回新株予約権 8,649 円となります。

また、本新株予約権の行使価額については、本件第三者割当に関する取締役会決議日の前営業日（平成26年2月17日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値を参考にし、加えて割当予定先との協議の結果、第5回新株予約権は直近一年間の株価実績から実現可能な水準と判断し2,500円といたしました。大型のゲームタイトルそれぞれの開発費用につきましては、各回新株予約権の権利行使により払込まれる資金を、各期に充当する予定です。また調達した資金により大型タイトル配信ができ、配信による売上増加が市場での評価に繋がり、一段の株価上昇が見込まれること、大型タイトル配信による市場評価向上という目的を役職員で共有し、タイトルを配信するごとにその成果を明確にすると共に、成果をその後の事業政策に反映させることを目的に第5回から順に第7回まで、より高い権利行使価額を設定し、第6回新株予約権 3,500 円、第7回新株予約権 4,500 円といたしました。

本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の前営業日（平成26年2月17日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準値として算定したのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したものによります。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり1,090株（最近1年間の日次売買高の中央値である10,900株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の25%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%~50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当である



と考えております。なお、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令」により 25%から 100%と変更されておりますが、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の趣旨は、「市場の公正性・健全性が損なわれないよう万全の措置が必要」というところにあり、恒久化されたとはいえ、当該条項の数値を主に勘案することは査定結果の統一性に影響を与えることにもなるので好ましくはないとも考えられることから、条項の数値の違いによって算定における流動性の仮定に影響するものではないと判断いたしました。

上記の算定根拠より算出された結果、第三者機関による本新株予約権の公正価値算定の結果は、第 5 回新株予約権 2,500 円、第 6 回新株予約権 2,133 円、第 7 回新株予約権 1,641 円と算出されております。

第三者機関の算出結果は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしている当社の考えから、時価相当であると判断しており、また、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が行った、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果が合理的であると当社は判断しております。

なお、本新株予約権の 1 個当たりの払込金額について、算定結果を踏まえ、割当予定先と協議の結果、1 個当たりの払込価額を第 5 回新株予約権 2,500 円、第 6 回新株予約権 2,133 円、第 7 回新株予約権 1,641 円としております。また、本新株予約権の 1 個当たりの払込金額につきましては、上記の算定結果を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと判断をしております。

なお、当社監査役 3 名全員も東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関して東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額を上回る払込金額を決定していることにより、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法であるという判断をしております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当により発行される新株予約権の目的とする株式の数は、平成 26 年 2

月 18 日現在の当社普通株式の発行済株式総数 5,299,200 株より自己株式 435,700 株を差し引いた 4,863,500 株、及び議決権の数 48,635 個に対する希薄化の割合は 9.25%となります。これにより既存株主様におかれましては、株式持分及び議決権比率の低下並びに 1 株あたりの純資産額が変動いたします。但し、本新株予約権は行使停止要請条項により回数に制限なく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことが可能であり、まとまった行使による急激な希薄化を防げることにより既存株主様への不利益を最小限に抑える効果があります。又、平成 26 年 2 月 17 日までの直近一年間の日次売買高の中央値である 10,900 株からみても取引量としては十分吸収可能な水準と判断されます。

更に、本新株予約権の行使価格は現状の株価（2 月 17 日終値 1,447 円）と比べ大幅なプレミアムを付した水準に設定されており、既存株主様の利益と相反するものでなく、当社の収益性の向上や財務体質の強化につながるものと考えており、それらが当社の企業価値の向上をもたらし、既存株主様に対する株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、本件第三者割当による発行価格、数量及び株式の希薄化の規模については、合理的な規模であると判断しております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	あかつき証券株式会社
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋小舟町 8 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 工藤 英人
(4) 事 業 内 容	証券業
(5) 資 本 金	25 億 4,199 万円
(6) 設 立 年 月 日	大正 7 年 10 月 18 日
(7) 発 行 済 株 式 数	30,701,859 株
(8) 決 算 期	3 月
(9) 従 業 員 数	156 名
(10) 主 要 取 引 先	個人投資家
(11) 主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行、りそな銀行
(12) 大株主及び持株比率	あかつきフィナンシャルグループ株式会社 100%
(13) 当事会社間の関係	

資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありませんが、当社は当該会社の親会社であるあかつきフィナンシャルグループ株式会社の株式を、本書提出日現在 287,650 株（議決権比率 4.6%）保有しております。
人 的 関 係	当社代表取締役社長の小林祐介は、当該会社の親会社であるあかつきフィナンシャルグループ株式会社の社外取締役に就任しております。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円）

決 算 期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
純 資 産	3,205,295	2,586,765	3,109,011
総 資 産	15,959,841	10,964,258	14,449,954
1 株 当 たり 純 資 産（円）	134.10	108.22	130.07
営 業 収 益	3,215,436	2,810,091	3,298,423
営業利益又は営業損失（△）	△222,620	△316,854	573,999
経常利益又は経常損失（△）	△199,188	△287,626	533,848
当期純利益又は当期純損失（△）	△460,868	△618,530	504,827
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失（△） （円）	△19.03	△25.87	21.12
1 株 当 たり 配 当 金	—	—	—

(注) 割当予定先の親会社であるあかつきフィナンシャルグループ株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しています。当社は、割当予定先の親会社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先のグル

ープが、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しております。又、割当予定先も「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を定めて、ホームページで「反社会的勢力に対する基本方針」を掲載しております。さらに、当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

上記のとおり、割当予定先等と反社会的勢力との関係は確認できないこと、また割当予定先は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であることから、当社として、割当予定先等は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社が、2「募集の目的及び理由」にて記載したとおり、第三者割当による新株予約権の発行を企図して複数の候補先と協議を行いました。複数の候補先との協議の中、元々は当社の連結子会社であり、現在も当社から役員を派遣している親密先であるあかつきフィナンシャルグループ株式会社（当社が本書提出日現在 287,650 株（議決権比率 4.60%）を保有）に相談を行ったところ、あかつきフィナンシャルグループ株式会社の子会社であるあかつき証券株式会社にて引き受けることとしたい旨、説明があり、また、先方から行使停止要請条項や取得条項の受諾や市場動向を勘案した権利行使等という提案の内容が、他の候補先よりも有利な条件であったことから、あかつき証券株式会社を割当予定先として選定しております。

あかつき証券株式会社の親会社であるあかつきフィナンシャルグループ株式会社は、東京証券取引所市場第二部に上場する証券事業を中核とする持株会社であり、中核事業を担うあかつき証券株式会社は、文久年間の両替商を発祥とし、大阪株式取引所（現在の大阪証券取引所）の開設メンバーとなった明治 11 年から数えて 130 余年の歴史を有する金融商品取引業者となります。なお、当社代表取締役社長の小林 祐介は、割当予定先の親会社の社外取締役であり、特別利害関係人となることから、当該決議には参加しておりません。

## (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先の権利行使後の株式保有方針につきましては、割当予定先とは、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら売却することに加え、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針と伺っております。なお、いずれも、本新株予約権の譲渡の際には事前に当社取締役会の承認が必要である旨定めております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

平成 25 年 3 月期の割当予定先の財務諸表及び割当予定先の親会社であるあかつきフィナンシャルグループの平成 25 年 3 月期の有価証券報告書を確認し、割当予定先銀行口座の本年 2 月 7 日現在の残高証明書の写しを確認し、銀行口座の残高の金額が、本新株予約権の発行価額並びに払込金額の総額を上回る預金残高を保有すること確認致しました。また、割当予定先の保有する資金につきましては、自己資金による払込みである旨伺っております。

上記のことから、割当予定先の払込みに要する資金等の状況について確認しており、割当予定先ともに払込みに要する資金等を保有していることから、失権の可能性はないと考えております。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成 25 年 12 月 31 日現在）	
長嶋 貴之	28.66%
小林 祐介	21.56%
TUSCAN CAPITAL LLC	5.90%
アエリアグループ役員持株会	1.56%
株式会社日本ブレーンセンター	1.39%
小林 喜代美	1.33%
井筒 象二郎	0.80%
三宅 朝広	0.78%
志水 富美子	0.74%
長嶋 貴司	0.65%

- ※1 当社は自己株式 435,700 株を保有しておりますが、当該株式には議決権が無いため、上記大株主からは除外しております。
- ※2 募集後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合については、本新株予約権が全数行使されたものとみなして、異動を反映しております。
- ※3 発行済株式総数に対する所有株式数の割合及び募集後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

当期業績予想への影響につきましては、現時点において精査中であり、本件第三者割当に伴う資金支出による影響を加味した上で、業績に影響がある場合は改めて開示することと致します。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (連結)

	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期
売上高	7,404,250	6,160,962	848,356
営業利益	21,557	△835,510	△686,086
経常利益	△112,243	△926,131	△1,362,686
当期純利益	△1,063,831	480,895	△1,101,636
1 株当たり当期純利益	△186.29	94.16	△225.33
1 株当たり配当金	22	22	10
1 株当たり純資産	847.03	920.00	728.00

※当社は平成 25 年 7 月 1 日付けで普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が平成 23 年 12 月期期首に行われたと仮定して、1 株当たり当期純利益、1 株当たり配当金、1 株当たり純資産を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 26 年 2 月 18 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,299,200 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	40,000 株	0.75%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期
始 値	780 円	800 円	697 円
高 値	1,389 円	849 円	2,969 円

安 値	576 円	520 円	697 円
終 値	800 円	697 円	1,374 円

※当社は平成 25 年 7 月 1 日付けで普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が平成 23 年 12 月期期首に行われたと仮定して、最近 3 年間の株価の状況を算定しております。

② 最近 6 か月間の状況

	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
始 値	1,010 円	899 円	1,000 円	930 円	931 円	1,405 円
高 値	1382 円	1,069 円	1,076 円	957 円	2,090 円	2,500 円
安 値	883 円	895 円	912 円	896 円	931 円	1,313 円
終 値	907 円	997 円	939 円	926 円	1,374 円	1,720 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 26 年 2 月 17 日
始 値	1,420 円
高 値	1,477 円
安 値	1,325 円
終 値	1,447 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項はありません。

## 11. 発行要項

(新株予約権発行要綱)

1. 新株予約権の名称 株式会社アエリア 第5回新株予約権  
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の発行価額の総額 金 3,750,000 円
3. 申込期日 平成 26 年 3 月 6 日
4. 払込期日 平成 26 年 3 月 10 日
5. 割当日 平成 26 年 3 月 10 日
6. 募集の方法 第三者割当ての方法により、以下のように割当てる  
あかつき証券株式会社 1,500 個
7. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法  
(1) 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式 150,000 株とする。(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は 100 株とする。)但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。  
(2) 当社が第 11 項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額(第 10 項第 2 号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。  
$$\frac{\text{調整後割当株式数}}{\text{調整後行使価額}} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  
(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項「行使価額の調整」第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。  
(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には適用開始日以降速やかにこれを行う。
8. 本新株予約権の総数 1,500 個



9. 本新株予約権 2,500 円

1 個当たりの  
払込金額

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金 2,500 円とする(以下「当初行使価額」という。)。ただし、第 11 項の規定に従って調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価} \\ \text{額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価} \\ \text{額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{既発行普通株} \\ \text{式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{割当普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{の払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{の時価} \end{array}}$$

既発行株式数+割当普通株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合

を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

①行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号③の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使請求期間 平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件 (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。  
(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由 当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権の取得請求 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して行使価額の2,500円を下回った場合には、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、第22項記載の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出する方法で当社に通知することにより、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有する。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して2週間後に、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。上記に関わらず、新株予約権者は、行使請求期間最終日において保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して行使請求期間最終日に請求する権利を有するものとする。
16. 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
17. 新株予約権証券の 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

- 発行
18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
19. 新株予約権の行使制限
- (1) 当社は本新株予約権者に対し、2週間前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間（以下、「行使禁止期間」という。）を指定することができる。ただし、行使禁止期間として指定可能な期間は平成28年3月1日までとする。
- (2) 前号に拘わらず、当社が第14項に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる。（なお、金融商品取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行う。）
20. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、第12項に定める行使請求期間中に第22項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第22項に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第23項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
21. 株券の不発行
- 当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。
22. 行使請求受付場所
- 株式会社アエリア 管理本部
23. 払込取扱場所
- 株式会社みずほ銀行 新宿南口支店
24. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される1株当たりの財産について
- 新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び買受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の発行価額を決定した。本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は第10項記載のとおりとする。

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

1. 新株予約権の名称 株式会社アエリア 第6回新株予約権  
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の発行価額の総額 金 3,199,500 円
3. 申込期日 平成 26 年 3 月 6 日
4. 払込期日 平成 26 年 3 月 10 日
5. 割当日 平成 26 年 3 月 10 日
6. 募集の方法 第三者割当ての方法により、以下のように割当てる  
あかつき証券株式会社 1,500 個
7. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
- (1) 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式 150,000 株とする。(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は 100 株とする。)但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額(第 10 項第 2 号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- $$\frac{\text{調整後割当株式数}}{\text{調整後行使価額}} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項「行使価額の調整」第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には適用開始日以降速やかにこれを行う。
8. 本新株予約権の総数 1,500 個
9. 本新株予約権 1 個当たりの 2,133 円

払込金額

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金3,500円とする(以下「当初行使価額」という。)。ただし、第11項の規定に従って調整されるものとする。

11. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の

全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

①行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号③の場合は基準日。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。



- ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使請求期間 平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件 (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。  
(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由 当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権の取得請求 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して行使価額の3,500円を下回った場合には、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、第22項記載の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出する方法で当社に通知することにより、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有する。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して2週間後に、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。上記に関わらず、新株予約権者は、行使請求期間最終日において保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して行使請求期間最終日に請求する権利を有するものとする。
16. 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
17. 新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
18. 新株予約権の行使 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加す

- により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- る資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
19. 新株予約権の行使制限
- (1) 当社は本新株予約権者に対し、2週間前までに書面で通知することにより、本新株予権を行使することができない期間（以下、「行使禁止期間」という。）を指定することができる。ただし、行使禁止期間として指定可能な期間は平成28年3月1日までとする。
- (2) 前号に拘わらず、当社が第14項に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる。（なお、金融商品取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行う。）
20. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、第12項に定める行使請求期間中に第22項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第22項に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第23項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
21. 株券の不発行
- 当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。
22. 行使請求受付場所
- 株式会社アエリア 管理本部
23. 払込取扱場所
- 株式会社みずほ銀行 新宿南口支店
24. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される1株当たりの財産について
- 新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び買受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の発行価額を決定した。本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は第10項記載のとおりとする。
25. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

1. 新株予約権の名称 株式会社アエリア 第7回新株予約権  
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の発行価額の総額 金 2,461,500 円
3. 申込期日 平成 26 年 3 月 6 日
4. 払込期日 平成 26 年 3 月 10 日
5. 割当日 平成 26 年 3 月 10 日
6. 募集の方法 第三者割当ての方法により、以下のように割当てる  
あかつき証券株式会社 1,500 個
7. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
- (1) 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式 150,000 株とする。(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は 100 株とする。)但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額(第 10 項第 2 号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- $$\frac{\text{調整後割当株式数}}{\text{調整後行使価額}} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項「行使価額の調整」第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には適用開始日以降速やかにこれを行う。
8. 本新株予約権の総数 1,500 個
9. 本新株予約権 1 個当たりの 1,641 円

払込金額

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金4,500円とする(以下「当初行使価額」という。)。ただし、第11項の規定に従って調整されるものとする。

11. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の

全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

①行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号③の場合は基準日。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使請求期間 平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件 (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。  
(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由 当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権の取得請求 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して行使価額の4,500円を下回った場合には、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、第22項記載の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出する方法で当社に通知することにより、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有する。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して2週間後に、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。上記に関わらず、新株予約権者は、行使請求期間最終日において保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して行使請求期間最終日に請求する権利を有するものとする。
16. 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
17. 新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
18. 新株予約権の行使 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加す

- により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- る資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
19. 新株予約権の行使制限
- (1) 当社は本新株予約権者に対し、2週間前までに書面で通知することにより、本新株予権を行使することができない期間（以下、「行使禁止期間」という。）を指定することができる。ただし、行使禁止期間として指定可能な期間は平成28年3月1日までとする。
- (2) 前号に拘わらず、当社が第14項に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる。（なお、金融商品取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行う。）
20. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、第12項に定める行使請求期間中に第22項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第22項に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第23項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
21. 株券の不発行
- 当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。
22. 行使請求受付場所
- 株式会社アエリア 管理本部
23. 払込取扱場所
- 株式会社みずほ銀行 新宿南口支店
24. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される1株当たりの財産について
- 新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び買受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の発行価額を決定した。本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は第10項記載のとおりとする。
25. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。



- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。